

求職者等に対するハラスメント防止方針について

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団(以下「事業団」という。))は、すべての人が尊重され、安全かつ公正に活動できる環境づくりを推進しています。

近年、就職活動中の学生や求職者、インターンシップ生に対するハラスメント(就活セクハラ・パワハラ等)が社会問題化しており、法令上も、事業主はその防止に向けた雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととされたところです。

事業団は、これらのハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されない行為であると認識し、以下のとおりその防止方針を宣言いたします。

1. 基本方針

事業団は、事業団の採用選考に応募する求職者、就職活動中の学生、及びこれらに類する方(以下「求職者等」という。))に対し、その優越的な立場を利用したあらゆるハラスメント(性的な言動、優越的な地位を背景とした不適切な言動、精神的圧迫など)を行うことを一切禁止します。

2. 対象となる行為の例

採用面接や職場見学、又はそれらに付随する懇親会等において、以下のような行為を行うことを固く禁じます。

- 性的な関心や私生活に関する不適切な質問をすること(就活セクハラ)
- 性的な関係を要求したり、それに応じないことに対して不利益な扱いをほのめかすこと
- 威圧的な態度で接したり、不必要に精神的な圧迫を与える言動をとること(就活パワハラ)
- 採用の可否や有利な取り扱いを条件に、不適切な要求を行うこと

3. 役職員(面接官・採用活動担当者等)の遵守事項等

採用面接に関わる面接官、採用活動担当者をはじめ、求職者等と接する機会のあるすべての役員及び職員は、事業団の代表としての自覚と高い倫理観を持ち、節度ある態度で接しなければなりません。万が一、これらに違反する行為が確認された場合は、就業規則に基づき、厳正な処分を行います。

4. 相談窓口の設置

万が一、事業団の採用活動等においてハラスメントに該当する行為、又はそのおそれがある行為を受けた、あるいは見聞きした場合は、速やかに下記の相談窓口までご連絡ください。

【求職者等専用 ハラスメント相談窓口】

窓口区分	担当部署・連絡先 / 対応内容
法人内窓口	担当部署:事務局総務課 電話番号:029-297-6293 メールアドレス:soumuka@ibaraki-asunaro.jp

※相談者のプライバシーは厳重に守られます。また、相談したことを理由に、採用選考において不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

令和8年10月1日

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
理事長 高崎 武夫